回覧														

令和4年

春季火災予防運動

3月1日(火)～3月7日(月)

たき火・焼却火に注意!!

近年は、たき火・焼却火等を原因とした火災が増えています。
焼却行為は、やむを得ない場合を除いて禁止です。

やむを得ない場合（※下記参照）を除き、焼却行為は禁止されているため、不適正な焼却は止めましょう。

やむを得ない場合に焼却をする場合でも、火災と紛らわしい煙等を発生させる場合は、あらかじめ消防署への届出が必要となります。

たき火・焼却火による火災を防ぐには

- 風の強い日には焼却しない
- 水バケツなどの消火用具を必ず準備する

- 準備した消火用具で消火できる範囲で少しずつ小分けにして燃やす
- 終わるまではその場を離れない

※やむを得ない場合とは（焼却禁止の例外事項）

①農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
②風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
③たき火その他日常生活の焼却であって軽微なもの　等

2021年度　全国統一防火標語

おうち時間　家族で点検　火の始末

姫路市消防局